(案)

分野別の教育課程編成上の参照基準について (基本的な考え方)

平成 21 年 月 日

日本学術会議 大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会 質保証枠組み検討分科会

目 次

1. は	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 分)野別の質保証について ・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	学士課程答申の問題認識と「学士力」の意義	
(2)	なぜ分野別の質保証なのか	
(3)	日本学術会議が果たすべき役割	
3.教	な育課程編成上の参照基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1)	英国の「分野別参照基準」	
1	分野別参照基準の趣旨と内容	
2	分野別参照基準の活用	
3	まとめ	
(2)	日本の学士課程教育において考慮すべき諸問題	
1	日英の学士課程教育の構造の違い	
2	学士課程答申が指摘する諸問題	
3	学術会議が策定する参照基準についての基本認識	
4.参		8
(1)	すべての学生が身に付けるべき基本的な素養	
(2)	学習内容や学習領域の例示	
(3)	学習方法の例示	
5.参	照基準の役割と活用の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・	9
(1)	教育課程編成上の参照基準	
(2)	分野別のアクレディテーションとの関係	
(3)	「評価」に関して	
6. 分	予い関する諸問題について ・・・・・・・・・・・・11	
(1)	分野設定の基本的考え方	
(2)	学際的・融合的領域について	
(3)	今後の分野別の審議について	
7.終	まわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	2
(1)	21 世紀の「知性」を求めて	
(2)	今後の審議について	

分野別の教育課程編成上の参照基準について (基本的な考え方)

1. はじめに

平成 20 年 12 月に出された、文部科学省・中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」(以下「学士課程答申」と言う。)では、学士課程教育の構築という方向が打ち出され、「学士力」という考え方の提示をはじめ、大学教育の在り方に関する各種の提言が行われた。

「学士力」は、各専攻分野を通じて培う、学士課程共通の学習成果に関する参考指針として提示されたものであるが、同答申では、これに加えて、分野別の質保証も重要であるとして、「将来的な分野別評価の実施を視野に入れて、大学間の連携、学協会を含む大学団体等を積極的に支援し、日本学術会議との連携を図りつつ、分野別の質保証の枠組みづくりを促進する。」という方針が打ち出された。そして、当時の中央教育審議会での審議の過程を踏まえ、平成20年5月には、文部科学省高等教育局長から、日本学術会議会長に対して、「大学教育の分野別質保証の在り方」に関して審議を行うよう依頼がなされた。

人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂し、日本の科学者コミュニティを代表する立場にある日本学術会議は、こうした文部科学省・中央教育審議会の認識を受け止めて、この問題に関して相応の役割を果たすべく、依頼を受けて審議を行うこととした。

2. 分野別の質保証について

(1) 学士課程答申の問題認識と「学士力」の意義

学士課程答申は、「日本の学士が、いかなる能力を証明するものであるのかという国内外からの問いに対し、現在の我が国の大学は明確な答を示し得ず、国も、これまで必ずしも積極的にかかわろうとしてこなかった。」と述べた後、「これまで大学設置の規制を緩和したり、機能別の分化を促進したりすることで、個々の大学の個性化・特色化を積極的に進めてきた結果、大学全体の多様化は大いに進んだ。しかしながら、学士課程あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないかという課題は必ずしも重視されなかった。」という問題認識を表明している。

そして同答申は、「国として、学士課程で育成する 21 世紀型市民の内容(日本の大学が授与する学士が保証する能力の内容)に関する参考指針を示すことにより、各大学における学位授与の方針等の策定や分野別の質保証枠組みづくりを促進・支援する。」として、「各専攻分野を通じて培う学士力~学士課程共通の学習成果に関する参考指針~」を掲げた。

同答申が提示した「学士力」の具体的内容は、「1.知識・理解」、「2.汎用的技能」、「3. 態度・志向性」、「4.統合的な学習経験と創造的思考力」の4つの柱から構成されている。これは、「学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのか」という問いに対 して、あくまで参考指針としてではあるが、直接的に一つの答えを与えるものであり、従来、大学教育の内容について、「国も、これまで必ずしも積極的にかかわろうとしてこなかった」という状況から、大きく一歩を踏み込んだものであると言えよう。

国が大学における教育・研究の自由を最大限尊重すべきことは、もとより言を待たない。しかし、学士課程答申が指摘する、現在の日本の大学教育を取り巻く諸状況に鑑みれば、教育内容の質の保証を、専ら教員の「暗黙知」にのみ委ねておくことは最早困難になっているということも、また認めざるを得ないであろう。分野に関わらず、日本の大学が授与する「学士」の学位が、一定の能力を保証すべきとの観点から、同答申が「学士力」を提示したことは、相応の意義があると考える。

(2) なぜ分野別の質保証なのか

「学士力」は、「各専攻分野を通じて培う」ものであるとされている。しかし、日本の学士課程の殆どが、特定の専門分野の教育を行うことを標榜する学部・学科として開設されていることに鑑みると、「学士力」だけでは、実際の教育課程への対応性という点で、大きな制約があると言わざるを得ない。

学士課程答申において、「学士課程<u>あるいは各分野の教育における最低限の共通性</u>があるべきではないかという課題は必ずしも重視されなかった。」(下線は本報告書において付したもの。)と述べられていることは既に引用した通りである。「学士力」も、基本的には何らかの専門分野の教育(及び教養教育/共通教育)を通じて培われるものである。同時にまた、専門分野の教育も、単に個々の専門分野の中に閉じた狭い論理において完結すべきものではなく、「学士力」が示すような、学士の学位を有するすべての者に共有さるべき、普遍的な意味を持つものの涵養につながるものでなければならない。

この意味において、「各専攻分野を通じて培う学士力」は、言わば横軸に相当するものであり、 縦軸に相当するものとして、まさに分野別の質保証枠組みの構築ということが課題となると言え よう。両者が相まって、日本の学士課程教育に一定の拠り所となるものを提供することが、今必 要とされていると考える。

(3)日本学術会議が果たすべき役割

本報告書の冒頭記したように、分野別の質保証に関しては、さらに文科省・中教審が自ら参考 指針のようなものを策定するのではなく、日本学術会議に対して審議を依頼することとされた。 このことは、大学教育の内容に対する国の関与という観点から、適切な対応であったと考えるが、 学士課程答申では、学術会議に対する期待が以下のように述べられている。

「・・このような大学団体等の役割に期待しつつ、その取組みを促進し、かつ共通理解に立った対応がなされるよう、本年5月、文部科学省において、日本学術会議に対し、大学教育の分野別質保証の在り方について審議依頼を行っている。これにより、今後、各分野の学位水準の向上など質保証の枠組みづくりに向けた取組みが積極的に進むことを求めたい。その審議に当たっては、大学の個性化・特色化に伴う教育の多様性の確保に配慮するとともに、学位に付記する専攻名称の在り方なども含めて、分野の捉え方にも検討が加えられることを期待したい。」(下線は本報告書において付したもの。)

大学教育の質保証に関しては、国の大学設置基準から各種学協会の取組みまで、多様なアプロ

ーチが存在している。昨年9月に文科大臣から中教審に対して行われた新たな諮問「中長期的な大学教育の在り方について」においても、その諮問理由説明の中で、「多様なニーズに対応する大学教育を実現するための質保証システムの在り方」が具体的な審議事項として挙げられており、このことについて、現在、同審議会で活発な審議が行われているところである。

しかし、今まで述べた経緯に鑑みれば、分野別質保証の枠組みづくりの核となる課題は、「学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのか」という問いに対して、専門分野の教育という側面から、一定の答えを与えることであると考える。上記の学士課程答申の引用においても、「学位水準の向上など質保証の枠組みづくりに向けた取組みが積極的に進むことを求めたい。」としているが、大学教育の質保証を考える上で、最も重要なことの一つは、提供される教育課程が、「学士」の知識・能力獲得に必要な、適切な体系性と構造を備えているかということである。その際、個々の教育課程の体系性と構造とが妥当なものとして成立し得るためには、先ず、「学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのか」という問い対する答えが、何らかの形で各大学に共有されていなければならないであろう。

この問いに答えを与えることは、各大学が、それぞれの教育課程を編成する際の一つの出発点となるものとして、「教育課程編成上の参照基準」を提供する試みであると言えよう。その際、分野横断的な「学士力」がそのための横軸となるのであれば、縦軸となる各分野の考え方をまとめることは、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂している日本学術会議ならでは果たし得る役割であると考える。

3. 教育課程編成上の参照基準

(1) 英国の「分野別参照基準」

分野別の質保証の枠組みづくりの中心課題を、「学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのか」という問いに対して、専門分野の教育という側面から、一定の答えを 与え、教育課程編成上の参照基準とすることであると同定した。

このことに関して、制度的な整備が最も進んでいる国が英国である。同国の「高等教育質保証機構」(The Quality Assurance Agency for Higher Education)は、2009年の時点で、学士課程レベル 57の専門分野において、「分野別参照基準」(Subject Benchmark Statement)を定めているが、以下に、その概要を紹介したい。

(※ 高等教育質保証機構についての解説)

① 分野別参照基準の趣旨と内容

高等教育質保証機構は、分野別参照基準について、以下のように紹介している。

「分野別参照基準は、専門分野の範囲の中で、学位の基準に対する期待(expectations about standards of degrees)を設定するものである。これらは、何が専門分野に一貫性と同一性を与えるのかを述べると伴に、学位取得者に期待されるもの(what can be expected of a graduate)を、専門分野において理解や有能さ成長させるために必要な個別的能力とスキルとして同定するものである(define what can be expected of a graduate in terms of the

abilities and skills needed to develop understanding or competence in the subject)。」
(出典:QAAのHP http://www.qaa.ac.uk/academicinfrastructure/benchmark/default.asp)

分野別参照基準の具体的な内容は、分野によって多少の違いはあるが、概ね以下のような構成となっている。

- 〇分野の定義 (Nature and extent of the subject)
- 〇身に付けるべき知識・能力・スキル
 - 専門分野に関するもの
 - ・一般的なもの(Generic skills または transferable skills など)
- 〇教育・学習・評価の方法(Teaching, learning and assessment)
- 〇学位の参照基準 (Benchmark standards)
 - 最低基準 (Threshold standard または Threshold level など)
 - ・典型基準(Typical standard または Typical level など)
- 注1) 「教育・学習・評価の方法」にある「評価」とは、英国の大学が、学位の授与という 観点から、学生の学習成果を総合的に「評価」することを意味している。ここで言う評価 は、基本的に所定の単位を取得すれば、学位を取得して卒業できる日本の大学における評 価とは、制度的に異なるものであることに注意が必要である。
- 注2) "Benchmark standards"に関して、"benchmark"と"standard"の何れについても、日本語では「基準」という言葉に訳すことが可能であるが、前者は「比較のための基準」という意味合いを有する一方、後者は「標準としての基準」という意味合いを有していることから、本報告書では「参照基準」と訳することとした。
- 注3) 英国には学位に等級があることから、「最低基準」は「普通学位」(ordinary degree)を出す学士教育課程のための基準、「典型基準」は「優等学位」(honors degree)を出す学士教育課程のための基準として、それぞれ区別して設定されている。

従って、ここで言う「最低基準」や「典型基準」は、あくまで教育課程編成上の参照基準としての区別であって、学生が到達すべき知識・能力・スキルの水準のようなものを直接定めたり、それを用いて修了判定を行ったりする指標ではないことには注意が必要である。

実際には、大半の大学では、優等学位を出す学位プログラムとして教育課程を開設しており、学位プログラム自体を、最初から普通学位を出すレベルのものとして開設している例は殆どないとされる。

② 分野別参照基準の活用

分野別参照基準の具体的な役割について、高等教育質保証機構のHPにおいて、以下のように述べられている。

「分野別参照基準は、専門分野についてのナショナルカリキュラムを示すものではなく、む しろ、専門分野のアカデミックな共同体によって構築された包括的で概念的な枠組みであり、 その中で、教育プログラムのデザインにおける柔軟性とイノベーションとを許容するものであ る。

分野別参照基準は、教育プログラムのデザインや、実施、並びに評価に関与する人々の役に立ててもらうことを意図している。また、大学で学ぼうとする人々や、卒業生を雇用しようとする人々が、専門分野の学位が表象する性質と基準について知りたいと思ったときに、役に立つであろう。(They may also be of interest to prospective students and employers, seeking information about the nature and standards of awards in a subject area.)」

上記を基本的な役割としながら、分野別参照基準は、高等教育質保証機構が定める「アカデミックインフラストラクチャー」の一つを構成するものとして、同機構が全国の大学を対象として実施する機関評価(institutional audit)の際に、参照指標(reference point)として活用されることとされている。このことについて、QAAによる機関評価の手引き(Handbook for institutional audit)において、以下の通り記されている。

「評価チームは、教育プログラムの開設及び評価(review)、並びに学位の授与(awards)に関して、高等教育質保証機構が、分野別参照基準を、個々の教育プログラムや学位の授与に対して、根本的な定義を与える規制的な基準とは見なしていないということに留意しつつ(QAA does not view subject benchmark statements as constituting definitive regulatory criteria for individual programmes or awards)、分野別参照基準がどのように考慮されてきたのか調査を行うだろう。分野別参照基準は、アカデミックな共同体が、学位一通常は優等学位として一が授与すべきものとされる参照枠組みに関して、どのようなものが有効であると見なしているかについての声明(statements)である。(中略)分野別参照基準は、しかしながら、学生並びにその他の関心を有する人々が、教育課程がデザインされ、評価される際に考慮されるものであると期待する、権威ある参照基準としての用をなすものである。(They do, however, provide authoritative reference points, which students and other interested parties will expect to be taken into account when programmes are designed and reviewed.)」

※ アカデミックインフラストラクチャー(Academic Infrastructure)

アカデミックインフラストラクチャーは、すべての高等教育機関に対して、教育コースの質と標準を設定し、表現し、保証するための、共有された出発点を与える、全国的に合意された参照基準群であるとされている。

アカデミックインフラストラクチャーは、相互に関連する以下の4つの要素で構成されている。Code of practice が質のマネージメント(management of quality)に関するものであり、それ以外の3つの要素は、高等教育機関に対して、基準の設定に関するアドバイスを与えるもの(give advice to institutions about setting of standards)であるとされている。

- Code of practice
- Frameworks for higher education qualification
- Subject benchmark statements
- Programme specifications

③ まとめ

上記に見たように、英国の分野別参照基準は、教育課程編成上の個々の大学の自主性・自律性を最大限尊重しつつ、学位取得者に期待されるもの(what can be expected of a graduate)を具体的な形で同定し、規制的でない柔軟な手法によって、各大学に学位の質保証を促すことを企図しており、優れたバランス感覚が示されていると言えよう。

こうした英国の取組みは、日本における分野別の質保証枠組みの在り方を検討する上でも、 一つの重要な参考例とすべきものであると考える。

(2) 日本の学士課程教育において考慮すべき諸問題

① 日英の学士課程教育の構造の違い

英国の取組みは示唆に富むものであるが、しかし、日本の学士課程教育は、以下の通り、いくつかの基本的な点において英国と大きく異なっており、英国の方式をそのまま導入すること は困難であることを確認しておく必要がある。

- ア. 英国の学位には等級が設けられているが、日本の学位には等級がないこと
- イ. 大学の学士課程が、英国は専ら専門教育を行う教育課程として開設されている一方、日本 は、専門教育と教養教育とが柔軟に複合した教育課程として開設されていること。
- ウ. 英国の大学は基本的にすべて国立である(国以外は大学を設置できない)一方、日本の大学は国公私立の設置形態があり、独自の建学の理念に基づいた私立の大学が多数設置されていること。

上記のアから、日本においては、英国のように、学士教育課程の参照基準として、2つの種類を設ける必要がないことは当然である。

また、イについては、たとえ同じ専門分野を標榜する学士課程教育であったとしても、そこでの専門教育と教養教育との関係は多様であり得るという点で、学士課程の基本構造が英国と 異なることから、日本においては、一層多様性を許容する枠組みとすることが必要である。

ウについても同様であり、建学の精神に端を発する、教育内容の自主性・自律性の尊重ということとともに、公的な資金への依存度が少ないという点からも、画一的な質保証枠組みを導入することは適切でないと考える。

なお、(1)①の注1に記したように、「教育・学習・評価の方法」にある「評価」は、英国の大学が行う学位の授与に係る評価であることから、現行の日本の学士課程教育の制度を前提とする限り、この項目は除外して考えてよいだろう。

② 学士課程答申が指摘する諸問題

学士課程答申は、現在の日本の学士課程教育に関して、以下のように様々な課題を指摘している。

- ・学部・学科等の縦割りの教学経営が、学生本位の教育活動の展開を妨げていること
- ・専門教育については大学院の役割が大きくなっており、学士課程教育では、専門分野を学ぶ ための基礎教育や、学問分野の別を越えた普遍的・基礎的な能力の育成が強調されているこ

と。そこで、教育課程の体系性に関しても、学問の知識の体系性だけでなく、当該大学の教育研究上の目的に即して、専攻分野の学習を通して、<u>いかに学生が、学習成果を獲得できる</u>かという観点に立つべきこと

- ・大学設置基準の大綱化以降、個々の教員には、研究活動や専門教育を重視する一方、基礎教育や共通教育を軽んじる傾向も否めないこと
- ・教育課程について、個々の教員の意向が優先され、<u>学生の視点に立った学習の系統性や順次</u> 性などが配慮されていないこと
- ・単位制度の実質化(学習の実質化)の観点から、授業科目が細分化されている状況等を見直 すべきこと

下線は本報告書において付したものであるが、基本的な問題意識として、学生の立場に配慮せず、教員が一方的な教育を展開するような大学教育の在り方に対する危惧の念が表明されていると言えるだろう。その他の指摘とも合わせて、従来の学士課程教育の在り方を、虚心に問い直してみることを求めているように受け止められる。

こうした指摘を考慮すれば、今後の学士課程教育の姿を考えるに当たって、学生に身に付け させる知識や能力を徒にたくさんリストアップするのではなく、むしろ将来にわたって基礎と なり基本となるようなものを、しっかりと学生が身に付けられるような方向を目指すことが重 要であると考える。

③ 学術会議が策定する参照基準についての基本認識

①や②で見てきたことを踏まえれば、学術会議が策定する参照基準の目的は、個別の専門分野に関わる学士課程教育において、その不可欠の核となるべき、容易に陳腐化することのない、最も「本質的な意義」(学ぶことの本質的な意義)のみを同定し共有するという点に求められるべきであると考える。そして、それに具体的な教育課程の編成上どのように肉付けを行うかは、基本的に各大学の創意工夫に委ねるべきである。

ここで「本質的な意義」というのは、当該分野に関わるすべての教育課程が共有すべき「基本」であり、「核心」であり、「出発点」であるようなものである。すなわち、〇〇学に固有な「世界の認識の仕方」、及び、〇〇学を学ぶことを通して(あるいは〇〇学の世界認識の仕方を学ぶ者として)身に付けるべき「世界への関与の仕方」についての哲学とも言うべきものである。

これは、当該分野に関わる教育課程を編成するに当たり、個々の学生の最終的な学習の成果に関して、体系性と整合性が確保される基盤を与えることで、学習者に「学士力」を保証する、そうした基本理念と言い得るものである。

複合的な性格を有する分野や、典型的な学びのパターンが「展開型」となっているような分野であっても、分野において共有される「世界の認識の仕方」並びに「世界への関与の仕方」は存在するはずであり、教育課程編成に関する基本理念を明らかにすることは可能であると考える。

また、何が「本質的な意義」であるのかに関して、同一の分野内でも様々な考え方が存在するものと考えるが、今回、「参照基準」を策定するに当たっては、可能な限り、分野全体で共

有し得る一つの考え方に到達する努力が重要であると考える。各分野での検討に対しては、細かなレベルでの見解の相違を克服して、高次のレベルにおける「本質的な意義」の同定に至ることを要望する。

4. 参照基準の具体的な内容

(1) すべての学生が身に付けるべき基本的な素養

具体的な参照基準の記載の仕方としては、各専門分野の哲学・教育上の理念を言語化した上で、そのことが個々人において実現され得る姿を念頭に、「学士課程で」当該分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき、「基本的な素養」を、当該分野を学ぶことの意義として同定するものとする。

その際「基本的な素養」は、単なる学問上の「知識」や「理解」としてではなく、例えば、実際の職業生活や市民生活において発揮され得る「力」として記述されるなど、人が生きていく上で重要な意味を持つものを、学びを通して身に付けていくという観点に立って同定されることが重要である。

なお、このことに関して、各分野において具体的な検討を行う際の参考として、以下にいくつかの留意点を掲げる。

① 「カ」と言うのは一つの例示であって、価値や倫理、あるいは、世界認識を支える知的な座標軸など、様々な面について十分な検討が行われることが望まれる。

学生が身に付けるべき「基本的な素養」は、狭い専門性、あるいは狭義の「専門教育」の 枠の中のみで得られるものに限定されるべきではない。「〇〇学を学ぶこと」を、教養教育・ 共通教育等も含めた、豊かな広がりを有するものとして想定しておくことは、非常に重要な ことであると考える。

- ② 「力」を考える上で、職業生活との関わりという面は非常に重要である。各分野での審議においては、関連する具体的な職業を想定しながら、職業人として具備すべき倫理なども含めて、長期にわたる職業生活を支える基礎を如何に培うかという観点を中心として、十分な検討が行われることが望まれる。
- ③ 「基本的な素養」は、すべての学生が共通して身に付けることが望まれるものであり、各大学が、それぞれの理念・状況に即して、柔軟に展開できるものとして同定されることが適当である。これを構成する具体的な内容に関する記述が複数項目にわたることは当然としても、できるだけ項目数を厳選し、また、それぞれの項目は、普遍性を備えた、一定の幅のある概念として、記述されることが望ましい。
- ④ 学士課程で学業を終了して就業等する学生と、大学院に進学して学業を継続する学生とがそれぞれ存在し、一部の分野・一部の大学においては、後者の方が多数を占める場合もある。しかし、ここでは、学士課程教育を、単に大学院に進学するための学問的な準備段階としてのみ位置付けるという立場は取らない。もとより、各大学において、学士課程と大学院の課程とが円滑に接続し、全体として相乗的に学習効果を高める教育課程を編成することを否定しな

いが、核となる考え方として、学士課程教育は、それ自体独自の教育課程として、人が生きていく上で重要な意味を持つものを身に付ける場であるということ(そして、大学院も、それ自体独自の教育課程として、広く他大学・他分野の出身者や社会人を含む多様な学生を受け入れることが期待されること)が把持されるべきであり、今回作成する参照基準も、そのような考え方に沿って作成されるべきである。

(2) 学習内容や学習領域の例示

参照基準は、教育課程編成に関する各大学の自主性・自律性を十分に尊重したものでなければならない。既に見た通り、英国の分野別参照基準は、具体的な学習内容や学習領域を掲げることはしていない。

ただし、英国の場合は、専門分野の知識・能力・スキルをある程度具体的に同定していることから、それが当該分野の学習内容や学習領域についても一定の範囲を示唆する役割を事実上果している。一方、(1)で述べたように、日本版の参照基準では、個別具体的な知識や能力等を列記することはできるだけ避け、当該分野のエッセンスとも言うべき「基本的な素養」に絞り込むこととした。このため、「基本的な素養」を身に付けるために重要であると考えられる学習内容や学習領域を、ある程度具体的に「例示」することは有益であり、必要であると考える。

しかしその場合でも、やはり各大学の自主性・自律性を損なわないことが重要である。参照基準において例示する内容・領域は、すべての教育課程において共有することが望まれる、当該分野を構成する基本的な柱となるようなものに限定すべきであって、それをどこまで深めるのか、どこまで先に進むのか、どこまで横に広げるのか等については、各大学に委ねられるべきである。なお、「例示」する内容は、できるだけ、それを参照する者が、その適切な理解の下に、それぞれの大学の理念・状況等に応じて独自の教育プログラムを編成することに資するような形で記述されることが重要であり、具体的な授業科目を直接提示することは避けるべきである。

(3) 学習方法の例示

学習方法に関して、英国の分野別参照基準では、それぞれの専門分野において、分野の特性を 踏まえつつ、多様な学習方法が掲げられており、参照基準を活用しようとする者にとって示唆に 富む内容となっている。

学習内容や学習領域についての例示は限定的に行うべきことを述べたが、学習方法については、 学生にとっての学習効果が最も高まるよう、多様な方法を柔軟に活用することが重要であり、近 年の各分野でのFD活動等の知見も生かして、総合的な見地から記述することが望まれる。

5. 参照基準の役割と位置付け

(1)教育課程編成上の参照基準

3(1)で、英国の分野別参照基準について、教育プログラムのデザイン等に関与する人々の 役に立ててもらうことを意図しており、また、進学希望者や雇用主に対して、専門分野の学位が 意味するものについて理解を促す役割も期待されていることを紹介した。

学術会議が策定する参照基準も、基本的にはこれと同様の役割を担うものと考える。元来が、「学士課程あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないかという課題は

必ずしも重視されなかった。」という学士課程答申の問題認識に端を発するものであることから も、これは当然である。

(2) 分野別のアクレディテーションとの関係

分野別の教育内容の質保証に関しては、教育課程編成上の参照基準とは別に、従来、幾つかの取組みが存在している。分科会の審議においても、関連する内外の様々な取組みについて広範に検証してきた。具体的な例を挙げれば、日本国内においても、国際的な工学教育の認証枠組みと連動した日本の工学教育の認証団体としての JABEE (Japan Accreditation Board for Engineering Education) の活動があり、また、法学検定試験など、関連学協会等による日本独自の専門能力試験も存在している。

後者の試験については、その手法・形態において参照基準とは対象的であり、現実の経緯としても、法学検定試験については、全国共通の試験を行うことにより、学生の学習意欲を喚起することが重要なねらいとされていると聞く。こうした取組みは、教育課程の分野別質保証枠組みとしての参照基準とは異なる、独自の趣旨の下に行われていると解してよいだろう。

他方で、前者の JABEE との関わりはどうであろうか。JABEE や、それに対応する米国の工学教育の認証枠組みである ABET (Accreditation Board for Engineering and Technology) は、その名称が示す通り、工学分野の教育のアクレディテーションを行う団体であるとされている。

米国には、ABETも含めて、連邦政府によって認定された専門分野別のアクレディテーション 団体が60以上存在するが、基本的にそのすべてが、特定の専門職業に関わるものであることは 重要である(資料編 頁参照)。日本のJABEEも、その定款において、「大学等の高等教育機 関が行う技術者の育成を目的とする専門教育プログラムの認定を行い、我が国の技術者教育の国際的な同等性を確保するとともに、技術者教育の振興を図り、国際的に通用する技術者の育成を 通じて社会と産業の発展に寄与することを目的とする。」と定めている通り、「技術者教育」の 観点から、アクレディテーションを行うものである。

"accredit"とは、認定して信用状を発行するということであり、そのために「適格認定」を行うものであるが、専門職業人たらんとする者が、必要な専門能力を身に付けることができるかどうか、その教育課程の適格認定を行うことは、社会的に意義あることである。しかしまた、アクレディテーションは、大学教育としての適格認定ではなく、それによって学位の授与権が左右されることはない。

一方、参照基準は、あくまで「学士課程」としての教育の質の保証を目的としており、この点において、分野別の"accreditation"とは、その基本的な趣旨を異にすると言えよう。

実際、英国においては、高等教育質保証機構が定める分野別参照基準とは別に、心理士協会 (The British Psychological Society) や栄養士協会(Nutrition Society)、統計士協会(The Royal Statistical Society)、航空技術者協会(Royal Aeronautical Society)などの諸団体が、独自の 基準に基づいて大学の教育課程のアクレディテーションを行っている。

分野別の参照基準と、アクレディテーション団体が行う分野別のアクレディテーションとは、 お互いに排除し合うものではなく、それぞれ独自の趣旨を有するものであると解することが適切 である。

(3)「評価」に関して

3 (1) ③において、英国では、高等教育質保証機構が、各大学に対して行う機関評価 (institutional audit) において、分野別参照基準を、評価のための参照指標 (reference point) として活用している旨を述べたが、これは実質的に、分野別の教育課程を対象とした評価を行っていることを意味すると言ってよいであろう。

ただし、このような評価は、1大学当たり、2つの教育プログラムをサンプル的に取り上げれば十分であるとされており、大学の負担は大きなものではないとされる(英国の大学評価は、高等教育質保証機構の発足前に遡る経緯があり、過去の教訓も踏まえて、比較的大学の負担が軽い現在の方式に落ち着いたとされている。)。本分科会においても、英国に調査団を派遣し、機関評価の実態を含めて、分野別参照基準の運用状況について調査を行ったが、高等教育質保証機構が行う機関評価は、従来からある大学と新設の大学とでメリハリをつけるなど柔軟に行われており、現場の教員レベルの負担は概して軽微であるとの印象を受けた。

こうした運用実態は、教育内容の質の保証と、評価に伴う負担とに関して、それなりに適切な バランスを取っており、また、分野別参照基準が、実際に多くの大学で活用されることを促す上 でも、有効であると思われる。

しかしながら、日本において同様なことを行う場合、現状においては制度的に困難が伴う。日本において、高等教育質保証機構が行う機関評価に相当するものは、認証評価機関が行う認証評価であると解されるが、認証評価においては、予め文科大臣に提出した大学評価基準と評価方法を用いるとともに、これを変更する際は、事前に文科大臣に届け出ることとされており、英国のような柔軟な運用を行うことは必ずしも容易ではないと思われる。

また、大学教育の質保証を全体像として考えた場合、教育内容に直接関係してくる分野別の評価のようなものは、可能な限り、大学関係者自らの手によって、自律的に行われることが望ましいのではないか。教育内容に関する質保証は、学術会議も含めた、広い意味での大学関係者のコミュニティの手によって担われることがふさわしく、国の側ではそれを十分に尊重し、教育の内容に関わる部分が比較的薄い、大学設置基準が定めるような事項について、質保証の責任を負うという役割分担が、今後の一つのあるべき姿として考えられるのではないだろうか。

大学教育の質保証については、引き続き現在も中央教育審議会において審議が行われていることから、上記に述べたことについても適切な検討がなされることを期待したい。

6. 分野に関する諸問題について

(特に「分野」に関する諸問題については、学術会議内部の意見も踏まえて具体的な方針をまとめていきたいと考えているが、現時点での考え方は以下の通り。)

(1)分野設定の基本的考え方

英国の分野別参照基準が現在 57 に上っていることは既に述べた通りである。ただちにこれだけの数を審議の対象として取り上げることは困難であるが、今後数年間のタームでは、日本においてもこの程度の数の分野を対象とする可能性があることは予期しておくべきだろう。

ただし、分野は細分化すれば際限がないが、学士課程教育として、独立して系統的な教育課程 を編成する意義を有するレベルにおいて、適切に分野設定を行うことが必要である。その際、階 層選択と境界設定という2種類の問題が存在し、それぞれ適切に対処しなければならないが、こ のうち前者については、何らかの共通方針を定めることが望ましいと考える。 具体的には、階層設定を、最初に上位の広い領域で設定するのか、下位のより細分化された領域で設定するかということについて、まずできるだけ上位に設定し、次に必要に応じて下位のサブ領域を対象としていくということであるが、これは、サブ領域は分野設定の対象としないということではない。初めから細分化された個々の領域の論理を打ち出すのではなく、最初にできるだけ普遍的な理念・哲学を共有して、しかる後、必要に応じて下位の領域を取り上げていくということである。

(2) 学際的・融合的領域について

教育プログラムは、学問の発展や社会のニーズの変化に対応して、常に分野の生成改廃を続けていくものであり、伝統的な学問分野の区分に当てはまらないようなプログラムについても、それらの存在は、ポジティブな可能性をはらむものとして尊重されることが必要である。

しかしながら、多様な学際的・融合的領域を、一つ一つ「分野」として同定し、参照基準を策定していくことは、現実的に不可能であるし、また、柔軟で可塑的な状態にあるものを、却って固定化してしまうことにもなりかねない。

このため、こうした領域は、既に実質的に一つの確立した分野として認知され、それに対応した系統的な教育プログラムを編成することが十分に想定される場合を除き、分野として取り上げることはせず、複数の「元となる分野」を組み合わせたものとして、元となる分野の参照基準を、柔軟に組み合わせて活用されることが適切であると考える。英国においても同様の扱いをしているとされるが、実際にどのように運用されているのか、今後調査を行って明らかにしたい。

なお、(1)で述べた、当初の分野設定をできるだけ上位の領域で行うと言う方針は、分野内のサブ領域間での学際的・融合的な教育プログラムにとっても共有し得る参照基準を作成することとなり、こうした取組みを支援することにもつながると考える。

(3) 今後の分野別の審議について

分野別の審議を行うに当たって、各分野において適切な審議体制を構築することが重要である。 具体的には、関連する学協会の参画や、大学の多様性が適切な形で代表されること、若手世代や 職業人、隣接する他分野、さらには全く異なる分野の人の意見を聞くことなど、メンバー構成に 関して考慮すべき点は少なくないと考えている。

7. 終わりに

(1) 21世紀の「知性」を求めて

20 世紀は、科学技術が急速に進歩し、社会システムを大きく変えていった世紀であった。当初は、資源が限りなく消費できるという感覚があったが、世紀の後半ともなると、資源の有限性、生命圏の有限性が見えてきた。一方で、交通通信手段の発達によるグローバル化の時代となり、一国一地域の変化が直ちに全世界のあらゆる人々に影響を与えるようになった。そして、全世界に影響を与えるような事柄が、既存の学術の個々の分野では解決できず、様々な分野の英知を動員して解決しなければならないものであると認識されてきた。21 世紀においては、協同する「知性」がますます重要となるのではないか。単なる知識、技能の蓄積ではなく、課題に挑戦する戦略性、手続きや作法、さらには、ともに智慧を働かせるための論理の共有、コミュニケーション

のための表現の豊かさと正確さ、現象の背後に存在する見えざるメカニズムを想像する力などが、 大学教育の学習成果として求められてきているのではないかと考えられる。

20 世紀に2つの世界大戦を経験した人類は、「恐怖および欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望である」と宣言した。しかしながら、すべての人々が恐怖と欠乏から解放される日はまだ来ていない。人類が歩んできた道を、生存権である地球の歴史に照らして概観することによって、人類が手にした知識、技能をどのように使うかが見えてくるのではないだろうか。今後行われる各分野の審議を通して、21 世紀の「知性」が具体的な姿として浮かび上がってくることを念願するものである。

(2) 今後の審議について

各分野の審議が開始された後も、学位に付記する専攻分野の名称の在り方の問題や、中長期的な参照基準の運用体制など、本分科会において引き続き検討を行うことが必要である。中央教育審議会とも適切に連携しつつ、審議を進めて参りたい。